

第 7 回 裁判所と司法権・違憲審査権 (2)

今回も、前回に引き続き、裁判所について扱います。

今回は、裁判所の権能のうち司法権について、特にその意義と限界について、検討します。裁判の対象とは何であって何でないのか、本来であれば裁判の対象となるとしても裁判所が裁判できないものはどのようなものなのか——こういった問題について考えてみましょう。

3. 司法権の内容

- ・ 司法権の概念のうちの「具体的な争訟」(具体的な事件性)とは、裁判所法 3 条 1 項にいう裁判所が裁判すべき「法律上の争訟」と同じ意味である。この法律上の争訟とは、判例によれば、(1) 当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、(2) それが法令を適用することによって終局的に解決することができるものをいう(板まんだら事件最高裁判決(最判昭和 56 年 4 月 7 日民集 35 卷 3 号 443 頁))。
- ・ したがって、(1) 抽象的に法令の解釈や効力を裁判で争うこと(警察予備隊違憲訴訟最高裁判決(最大判昭和 27 年 10 月 8 日民集 6 卷 9 号 783 頁))、(2) 単なる事実の存否、個人の主観的意見の当否、学問上・技術上の論争(最判昭和 41 年 2 月 8 日民集 20 卷 2 号 196 頁など)、(3) 純然たる宗教問題(板まんだら事件最高裁判決)などは、具体的な事件性を欠くので、裁判所は取り扱わない。
- ・ 選挙訴訟(公職選挙法 203 条、204 条)や住民訴訟(地方自治法 242 条の 2)といった民衆訴訟など、具体的な事件性を前提とせずに出訴できる制度を、法律で例外的に設けることも認められる。

4. 司法権の限界

- ・ 裁判所は、「法律上の争訟」であっても、(1) 憲法がその裁判権を司法裁判所以外の機関に授権しているもの、(2) 国際法上、裁判所が裁判できないとされるもの、(3) 事柄の性質上、裁判所による裁判に適しないとされるもの（議院自律権に属する行為（警察法改正無効訴訟最高裁判決（最大判昭和 37 年 3 月 7 日民集 16 卷 3 号 445 頁））、自由裁量行為、統治行為（砂川事件最高裁判決（最大判昭和 34 年 12 月 16 日刑集 13 卷 13 号 3225 頁））、苫米地事件最高裁判決（最大判昭和 35 年 6 月 8 日民集 14 卷 7 号 1206 頁））、団体の内部事項に関する行為）については、取り扱わない。
- ・ 富山大学事件最高裁判決（最判昭和 52 年 3 月 15 日民集 31 卷 2 号 234 頁）で採用された部分社会の法理（一般市民法秩序と直接関係しない純然たる内部紛争は、すべて司法審査の対象にならないという考え）に対しては、学説は、まったく支持していない。

○ 警察法改正無効訴訟最高裁判決（最大判昭和 37 年 3 月 7 日民集 16 卷 3 号 445 頁）

与野党が激しく衝突していた第 19 回国会で、1954（昭和 29）年 6 月、野党は、会期延長に激しく反発し、延長を議決するための会議を開催させないようにするため、衆議院議長を議場に入れられないよう物理的な抵抗を講じた。議長は議場で会期延長を宣し、議場内には賛成の拍手があった。野党側が会期延長は無効であるとして欠席する中で、すでに衆議院を通過していた新警察法案（従来の市町村警察の制度を廃止し、これを都道府県警察に組織変更することを内容とするもの）が参議院でも可決され、成立した。この警察法に基づく大阪府の支出をめぐる住民訴訟で、X は、衆議院の会期延長の議決と参議院の警察法案の議決が無効であると主張した。

最高裁判所は、警察法が「両院において議決を経たものとされ適法な手続によつて公布されている以上、裁判所は両院の自主性を尊重すべく同法制定の議事手続に関する所論のような事実を審理してその有効無効を判断すべきでない」と判示して、X の請求を棄却した。

今回は、裁判所の権能のうち違憲審査権について、特にその性格・主体・対象と違憲判断の方法・効力について、検討します。わが国の違憲審査制度の特徴は何か、どの国家机关がどんな国家行為を対象に違憲審査できるのか、どのように判断し、その効力はどこまで及ぶのか——こういった問題について考えてみましょう。